

交通安全教育ビデオ及びD V D貸出に係る要綱

1 目的

交通安全教育ビデオ及びD V Dを貸出することで、交通安全教育の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 貸出期間

原則、貸出の日から1週間とする。ただし、当課課長が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 申し込み場所

県庁3階子ども生活福祉部消費・くらし安全課交通安全市民活動班
(貸出中や行事などで班員不在の場合があることから、電話で予約申し込みすること。)

4 貸出及び返却方法

原則として貸出、返却とも県庁消費・くらし安全課内でおこなう。
ただし、離島や遠隔地等、来庁が困難な場合は郵送による貸出をおこなうので、事前に問い合わせすること。
引き渡し、返還に要する費用は、借用者によって負担すること。

5 物品借用書の作成

借用者は、物品借用書を1部作成し、消費・くらし安全課に提出するものとする。

6 損害賠償

借用物件が紛失、破損した際は、借用者において賠償するものとする。

7 営利目的の使用禁止

交通安全教育のために貸し出すものであるので、営利目的では使用できない。

附則 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

要綱作成の根拠

- 沖縄県財務規則第178条
(貸付けの手続)
- 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例第9条
(物品の無償貸付け及び減額貸付け)